

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年九月十六日とする。

理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。